

地域包括ケアシステムについて

2013年11月8日

第99回市町村職員を対象とするセミナー

厚生労働省老健局振興課

岡島さおり

「地域包括ケア」に係る理念規定の創設

介護保険法 第5条第3項 (平成23年6月改正、24年4月施行)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

ひとりひとりの高齢者を
自助・互助・共助・公助の組合せにより
地域で包括的に支えること
(地域包括ケア)



このようなケアの提供を可能とする
地域のしくみや体制
(地域包括ケアシステム)

介護保険法の理念に基づく「自立支援」とは

介護保険法 第2条

保険給付は、要介護状態又は要支援状態の**軽減又は悪化の防止**に資するよう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない。

被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、**適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が、多様な事業者又は施設から、**総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われなければならない。

保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮**されなければならない。

介護保険法 第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるもの**とする。

2025年までの各地域の高齢化の状況

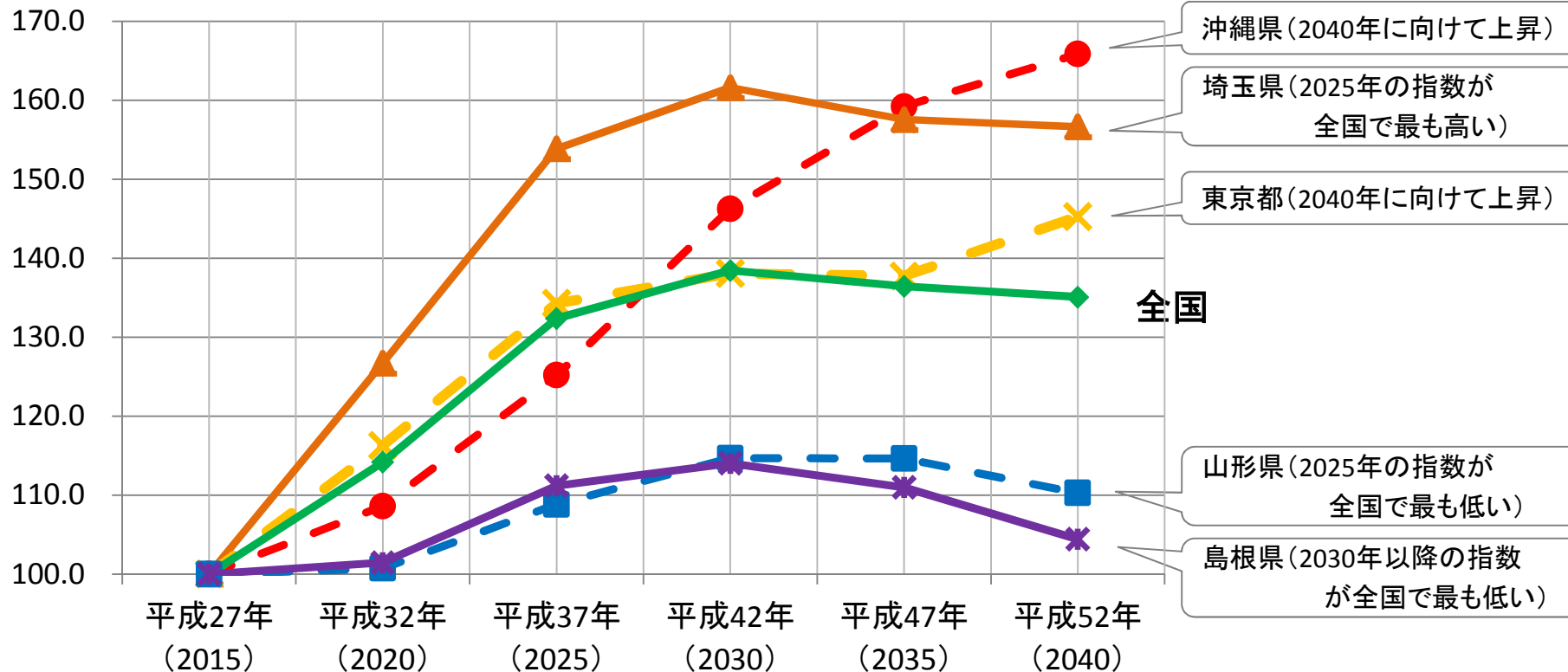
○75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。

※2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年にピークを迎えるのが34道府県、2035年にピークを迎えるのが9県

※沖縄県、東京都、神奈川県、滋賀県では、2040年に向けてさらに上昇

○2015年から10年間の伸びの全国計は、1.32倍であるが、埼玉県、千葉県では、1.5倍を超える一方、山形県、秋田県では、1.1倍を下回るなど、**地域間で大きな差がある。**

75歳以上人口の将来推計(平成27年の人口を100としたときの指数)



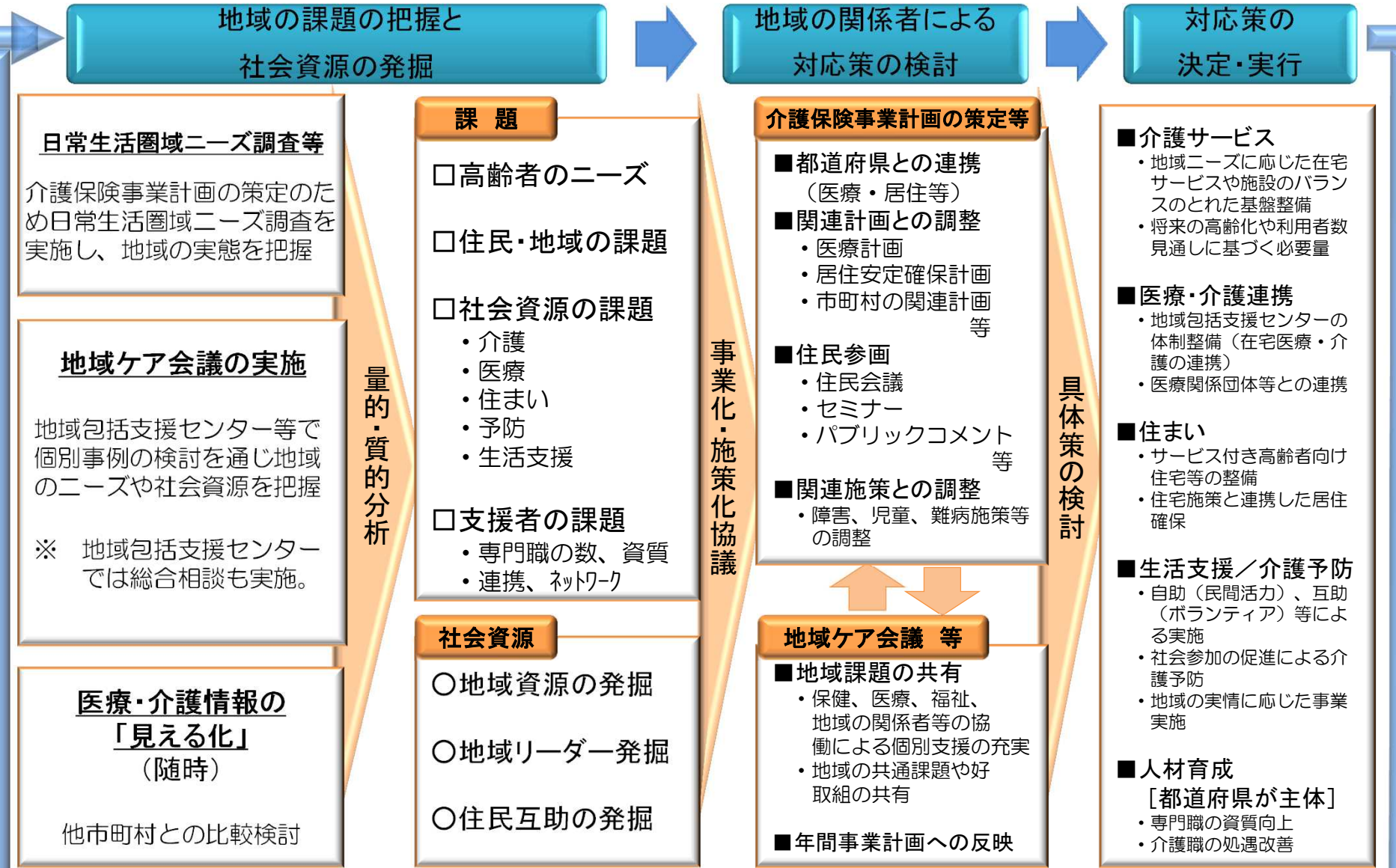
それぞれの地域の実情によって 地域包括ケアシステムの形も異なる

- 今、何が課題なのか
- 今だけ乗り切ればよいのか
- 暮らしの安心をどこに求めるのか
- それぞれの地域のビジョンをどう描くか

市区町村の主体的な取り組みが求められる

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)

○ 市町村では、2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していきます。

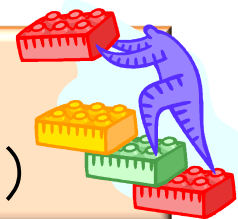


「ミクロ」と「マクロ」をつなぐツールとしての「地域ケア会議」

マクロ

第6期介護保険事業計画

(ニーズに応じたサービスと供給量の確保・基盤整備)



地域診断

量的なニーズ把握

- ・圏域ニーズ調査・給付分析
- ・国勢調査・住民意識調査
- ・社会資源調査、国民栄養調査 等

質的なニーズ把握

- ・地域ケア会議の活用
- ・事例検討、検証
- ・住民や関係者の声・要望 等

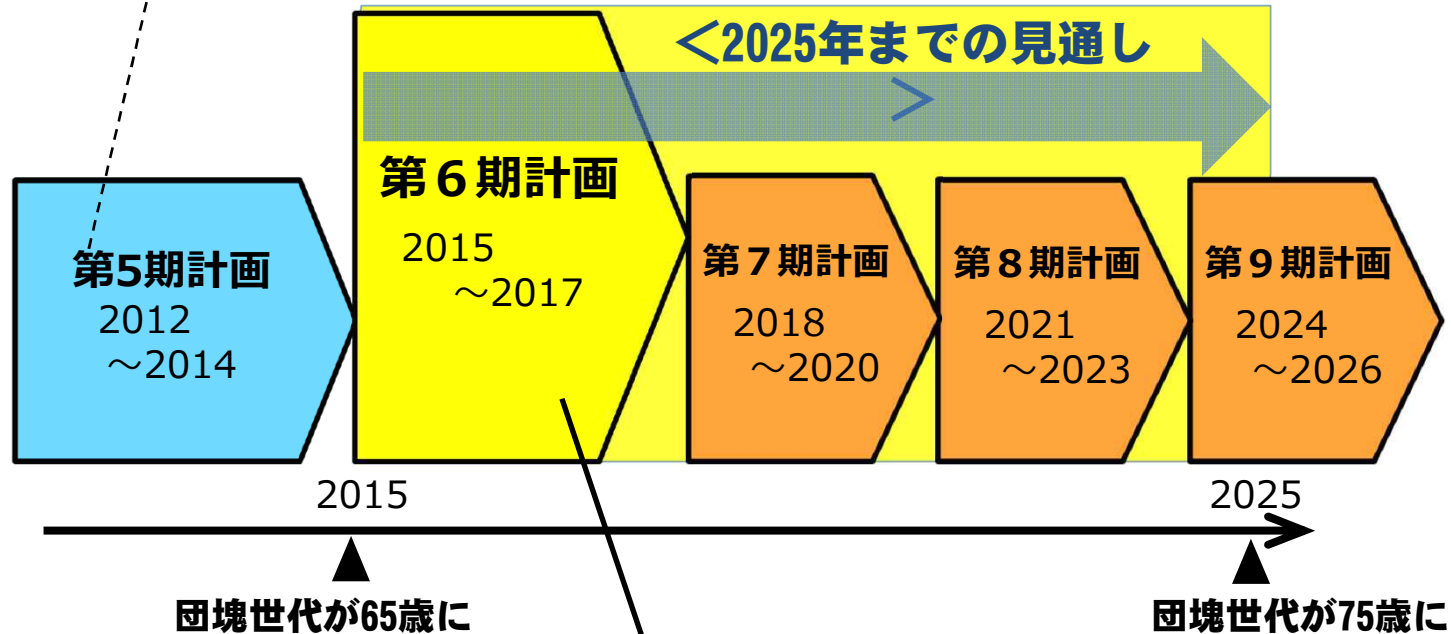
ミクロ

個別のケアマネジメント

(介護サービス・医療との連携・インフォーマルサービスの調整・家族調整 等)

2025年を見据えた第6期介護保険事業計画の位置づけ

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート



- 第6期計画は、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、取組を一層強化する「地域包括ケア計画」と位置づける。
- このため、2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を求めることとしてはどうか。
- また、地域包括ケアシステムを構成する各要素に関する取組について、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な記載を求めることとしてはどうか。

地域包括ケアシステム構築に向けて重要な視点

介護保険法の主旨に則った制度の運用

- 高齢者の尊厳の保持と自立支援の理念
- 中立公正な資源の分配と、その判断・提供を行う人材の資質向上
- 市区町村の方針の明確化と、ニーズに合ったサービス資源の確保

保険者としての役割と基礎自治体としての役割

- 組織横断的な取組による各種施策の融合（保健・医療・福祉・まちづくり等）
- 住民の良好な自己決定を支えるための、関係者の協議の場の確保
- 住民や関係事業者等の理解と協力を得るための啓発

住民組織や民間事業者の取組を活用

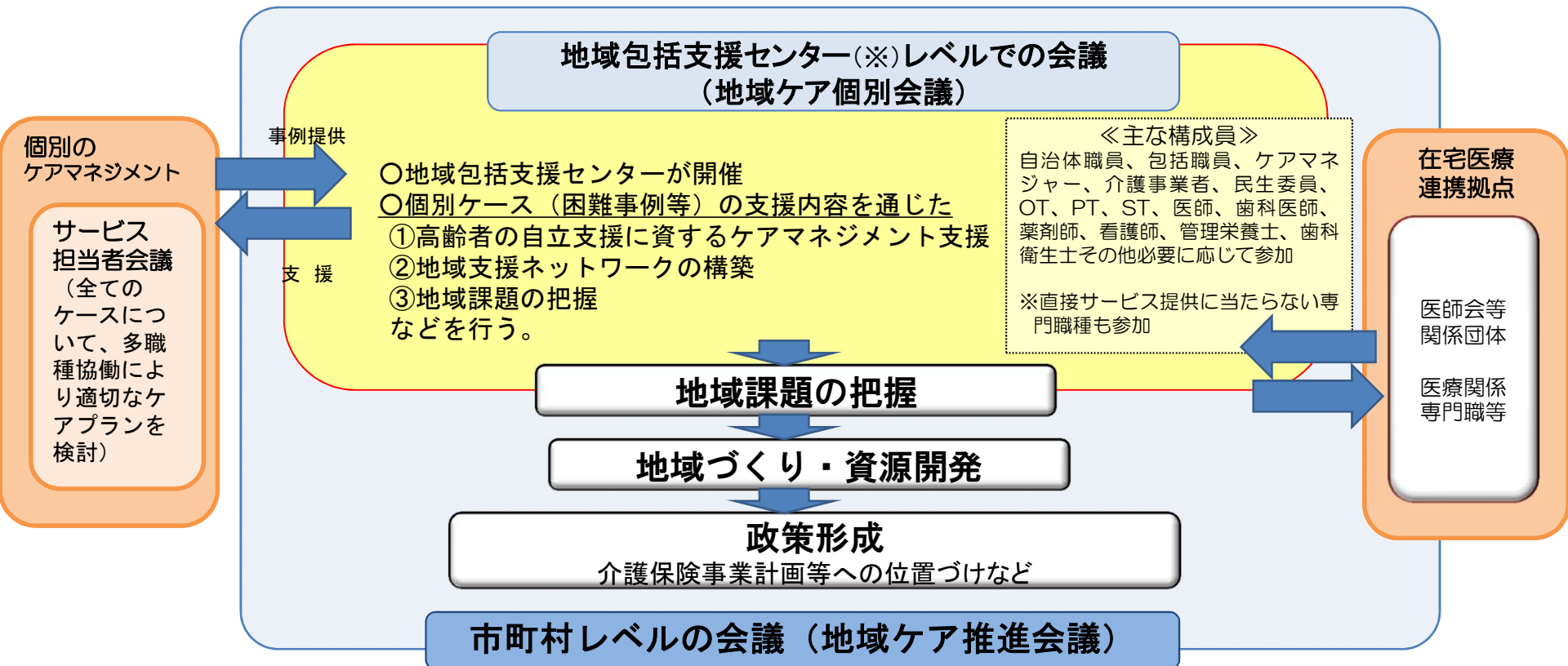
- 住民主体や民間事業者等の取組は、網羅的でなくても良いものは支持
- 点在する取組を普遍化し、相乗効果をもたらすようバックアップ
- 良質なインフォーマルサービスが参入しやすい環境づくり

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。



既存会議の活用について

個別課題
解決機能

ネットワーク
構築機能

地域課題
発見機能

地域づくり・
資源開発機能

政策形成
機能

地域ケア会議の5つの機能すべてをひとつの会議に盛り込むのではなく、既存の会議でいずれかの機能を果たしている場合は、その会議を活用し充実していく。

既存の会議を活用することにより、徐々に5つの機能が充実

(例)

- ① 事例検討会の手法を充実させ、地域課題発見の視点も入れる
- ② 処遇困難事例の検討に、様々な立場からの知恵やノウハウを集結させながら解決に向かう視点を取り入れる
- ③ 地域関係機関との連絡会議に、地域課題の共有や好事例の共有を入れる
- ④ センター長会議等で、市区町村職員との地域課題の共有を行う
- ⑤ 市区町村主催の介護保険事業計画策定会議等において、地域の関係者とともに地域支援や基盤整備に関する検討を行う

注) サービス担当者会議開催支援は、あくまでもケアマネ主催のサービス担当者会議とする

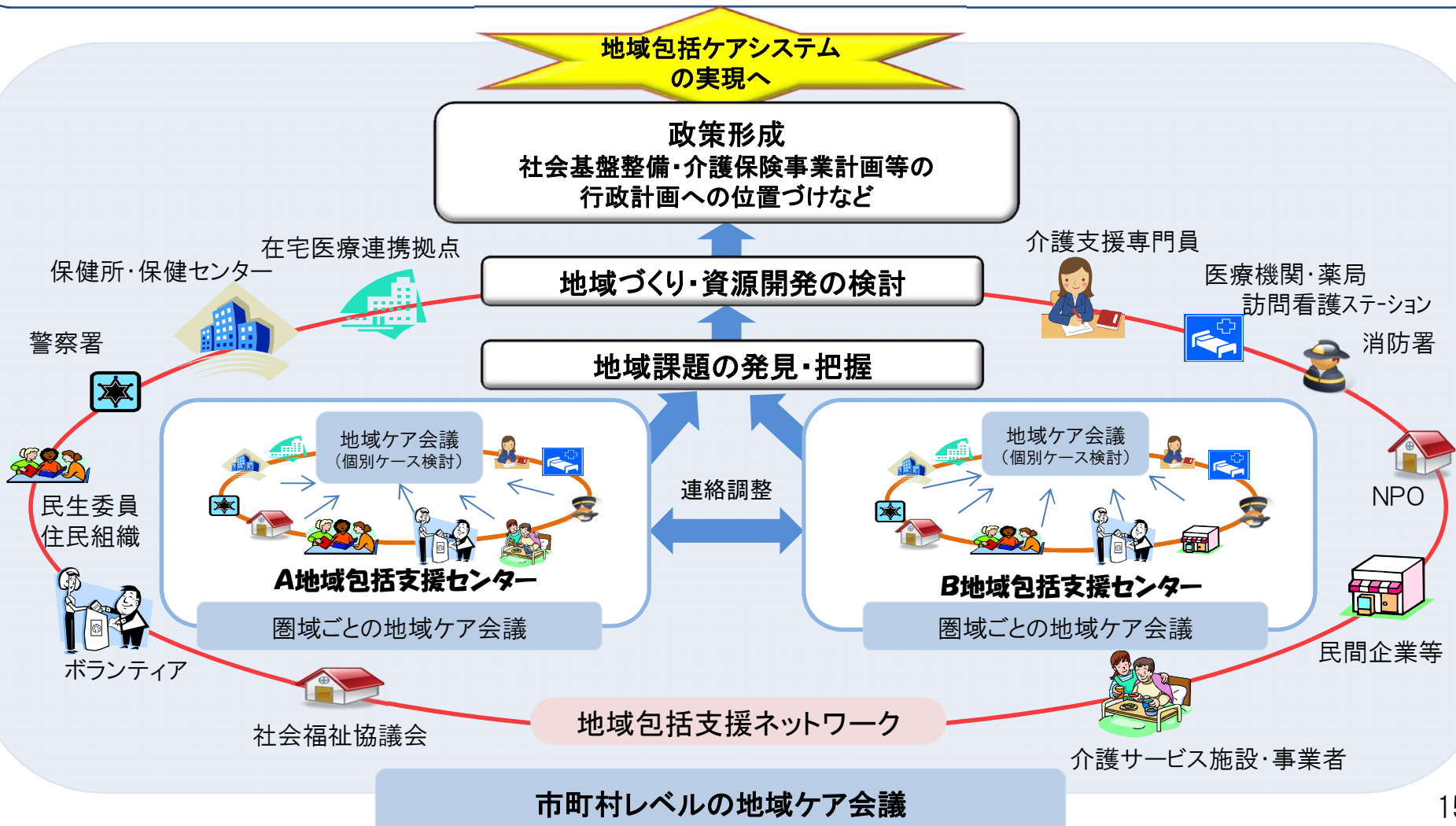
(ポイント)

- ・できることから段階的に進める
- ・会議の開催自体を目的化せず
検討内容をより有意義なものにする

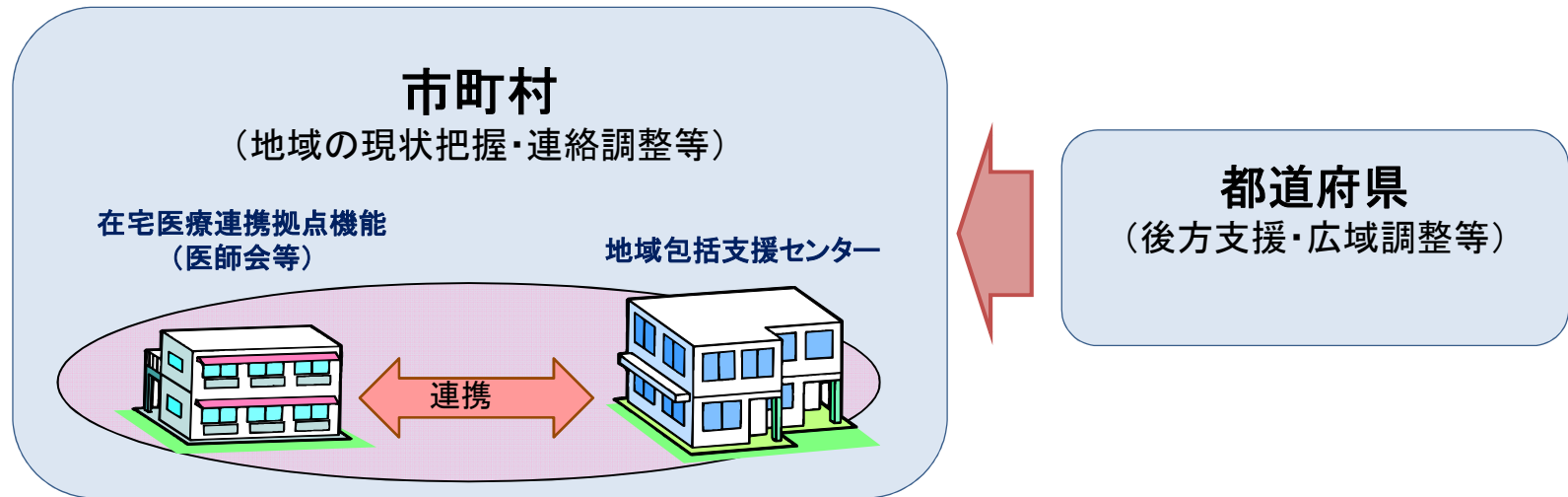


(参考)「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



在宅医療・介護の連携推進について(イメージ)



(参考) 想定される取組の例

①地域の医療・福祉資源の把握及び活用

- ・地域の医療機関等の分布を把握し、地図又はリスト化し、関係者に配布

②在宅医療・介護連携に関する会議への参加又は関係者の出席の仲介

- ・関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題を抽出し、解決策を検討

③在宅医療・介護連携に関する研修の実施

- ・グループワーク等の多職種参加型の研修の実施

④24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築

- ・主治医・副主治医制等のコーディネート

⑤地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業者等への支援

- ・介護支援専門員からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応

等

在宅医療と介護の連携推進に関する取組

千葉県松戸市 あおぞら診療所

在宅医療連携拠点(在宅医療支援診療所)による多職種連携の取組

- あおぞら診療所の患者について「集中ケア担当者会議」を開催し、在宅医と介護支援専門員の情報共有および医療知識の伝達等
- 医療と介護の連携を深めるための基礎知識講習、多職種合同カンファレンスを開催
- 訪問診療開始時の導入面接や往診に、介護支援専門員等が同席
- サービス事業所に関する情報共有のため「ケアプラン作成最強支援ツール」を作成
- 参加者は診療所内の医師（毎回3～4名）と関係する居宅介護支援事業所60カ所のローテーション

集中ケア担当者会議の内容と効果

- ①出席者
医師(3～4名)、看護師、MSW、介護支援専門員(ケアプラン持参)
- ②対象患者の選定
看護師、MSWが主治医ごとに6～8名選定(1ケース15分)
- ③会議の内容
 - ・介護支援専門員から生活状況やサービス提供状況の課題を報告
 - ・主治医から病状や治療方針を解説、介護サービスへの助言
 - ・看護師は訪問看護中の報告や、会議の記録、診療所内の情報共有
 - ・必要に応じてサービス提供事業者も参加し情報共有

<効果>

- ①患者に対する認識の統一
 - ・自宅での普段の様子が介護職によって伝えられる
 - ・本人・家族の生活環境の共通理解ができる
- ②介護支援専門員と医療の連携強化
 - ・将来起こりうる病状変化等について情報共有できる
 - ・医療知識の少ない介護支援専門員と医療職とのコミュニケーションが深まる
- ③医療・介護の連携によるチームケアが充実

多職種合同カンファレンス



多職種による事例検討と情報交換
(※写真は公表資料より抜粋)

ケアプラン作成最強支援ツール

事業所のマップや体制、特徴を網羅し、介護支援専門員や事業所に配布



地域ネットワークによる認知症等高齢者の早期発見・見守りの取組

神戸市東灘区 バラ公園ネットワーク

地域住民と医療・介護等の多職種連携による高齢者見守り支援

- 通称バラ公園周辺の地域住民、交番、コンビニ、商店等が集まり、定期的に地域の高齢者の情報交換を開始
- 認知症サポート医や医師会等の協力により「認知症の人」の理解と正しい接し方について住民の理解を促進
- 異変に気づいた場合は地域包括支援センターに情報を集約して、早期に専門職の相談・支援を開始
- コンビニ店員、住民・包括職員・警察の連携により、振り込め詐欺を未然に食い止めた実績もある。

認知症サポーター養成講座の受講

- ・東灘署員全員
- ・コンビニ、商店の従業員
- ・地域住民など



東灘区役所・区医師会による

- ・地域医療シンポジウム
- ・認知症フォーラム
- ・区民公開セミナーの開催



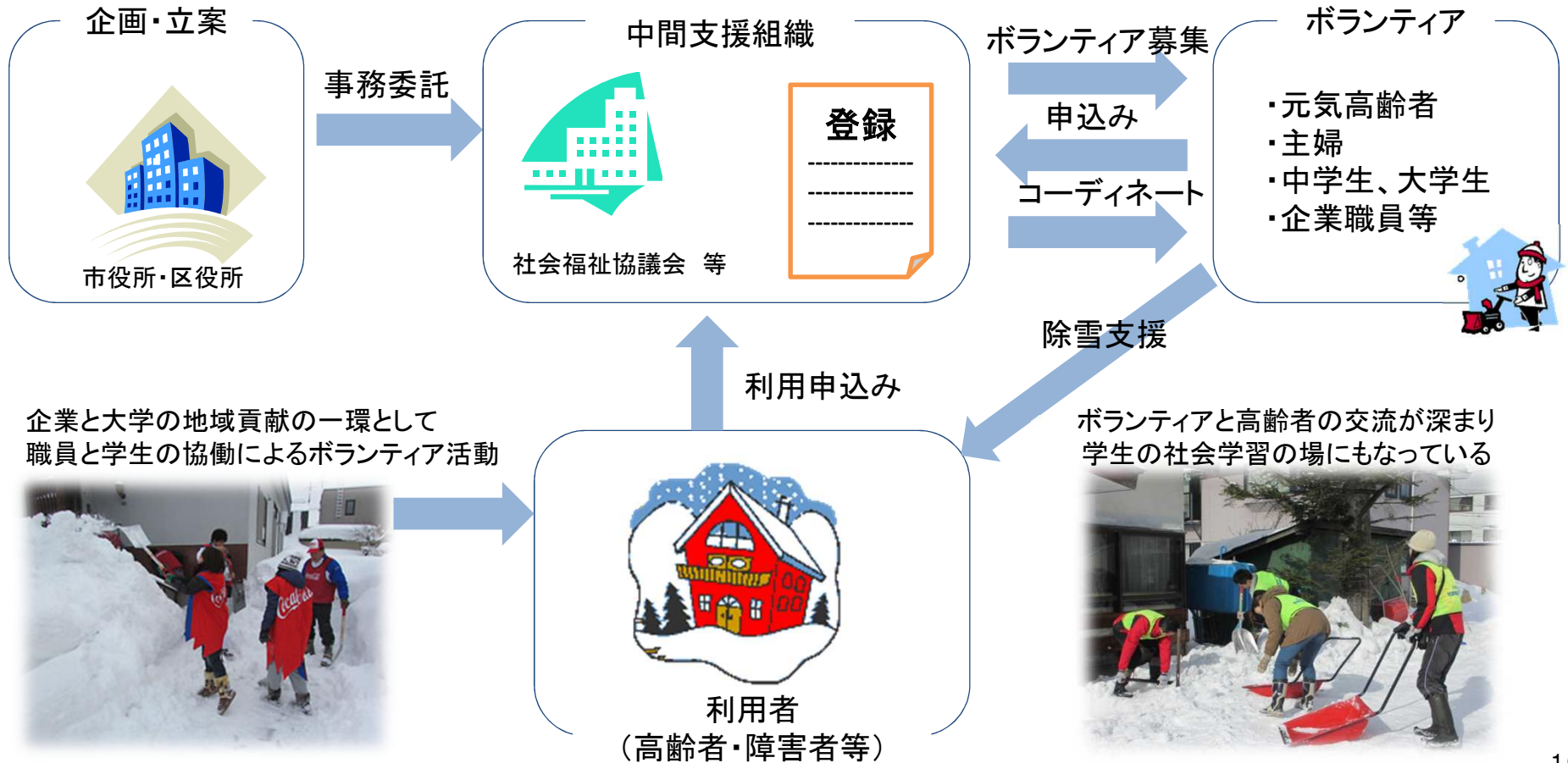
関係機関が情報交換・見守り



住民ボランティアによる除雪支援

札幌市

- 市役所・区役所の企画を受け、中間支援組織等がボランティアの募集・利用者とのマッチング等を実施
- 支援組織は、地域住民や企業などからボランティアを募集し、業務説明や人材育成支援を行う
- 高齢者等からの申込みに応じて活動可能なボランティアにつなぎ、単発の依頼に対する振り分けや、一定期間の担当を決めるなど、利用者とサービス提供者のコーディネートを行う
- 市の取組を参考に、企業や大学が自発的に除雪ボランティア活動を始めるという波及効果も現れる



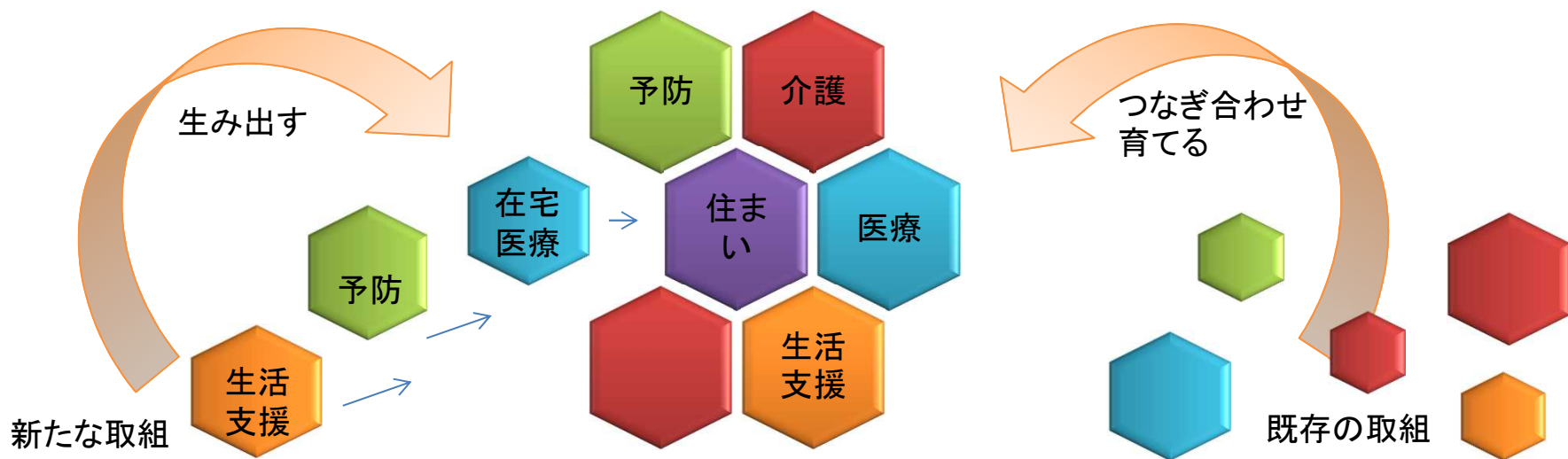
地域包括ケアシステムの構築に向けて

- 最初は網羅的でなくても、確かな実績を作って広めることが重要
- 行政主導の取組だけでなく、民間や住民の主体的な取り組みを尊重
- 世代を超え、業種を超え、全員参加で取り組むことが重要
- ニーズに応じて常にメンテナンスを行うことが重要

- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域アセスメント(ニーズと資源の把握)が重要
- 不足資源の基盤整備にあたっては、新たな取組をシステムに組み込む方法と、既存の良好な取組をつなぎ合わせてシステム化する方法がある (生み出す視点と育てる視点)

市区町村のグランドデザイン

介護保険事業計画およびその他の行政計画への位置づけ
(中長期目標と短期目標の設定)



不足している資源や機能を明らかにし
新たな資源や取組を開発して
システムに組み込む方法

地域に点在する良好な取組を発掘し
目的を共有してつなぎ合わせ
システム化していく方法

地域アセスメントが重要

これからの高齢者施策

個人支援と
まちづくりの
両輪が必要

- 健康寿命の延伸と元気高齢者の社会参加への支援
- 病気や要介護状態になっても安心して暮らせるケアの提供

上記を実現する社会基盤整備

- 介護保険の枠組みだけでは解決できない
- 組織横断的な取組への意識改革が必要

保健・福祉
部門

介護・障害
部門

財政部門

まちづくり
部門

市長村長
政策部門

生涯教育
部門

土木・交通
部門

農政・経済
部門

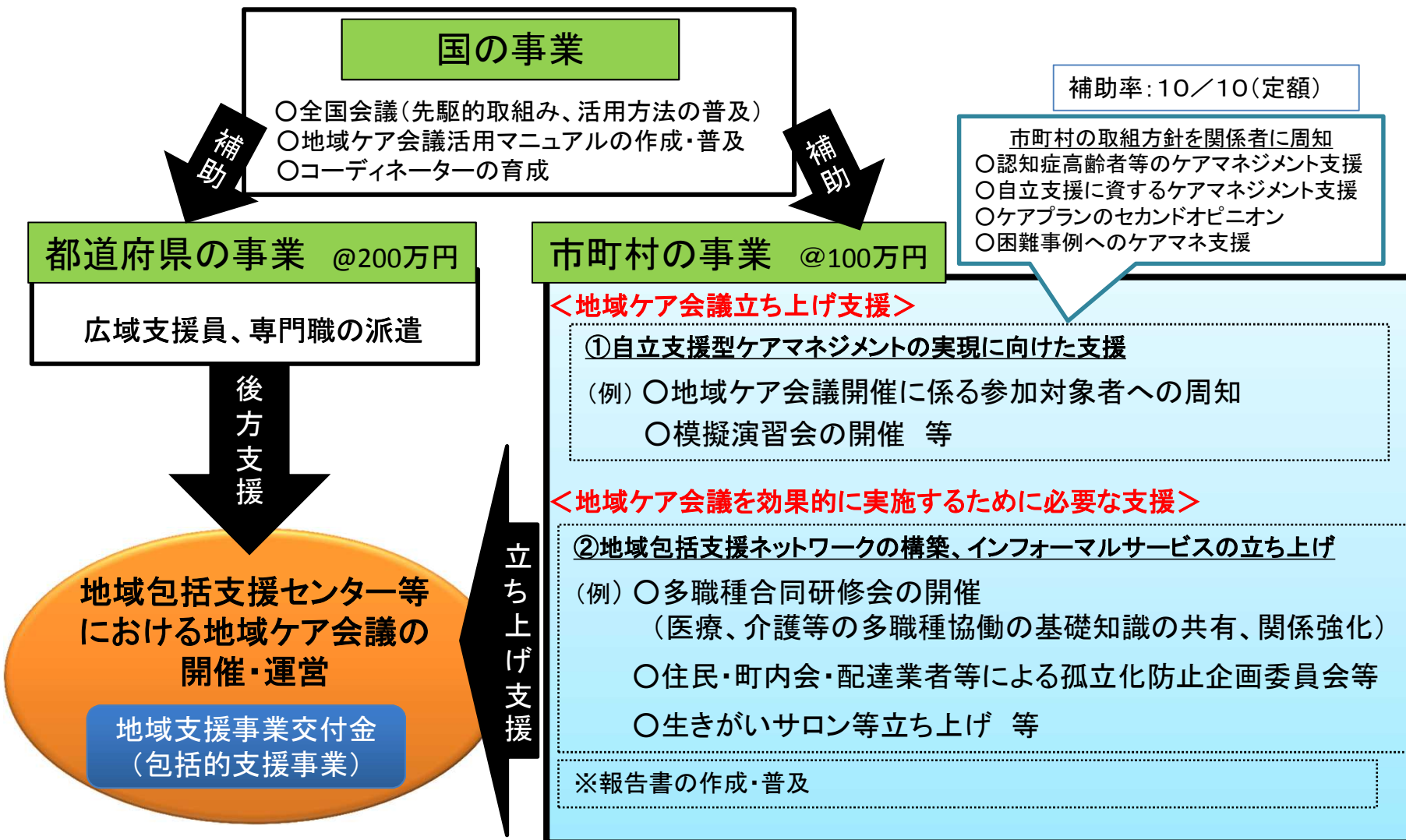
施策化・事業化には根拠が求められ、タイミングがある
行政職員のチームワークとリレーが大切

(参考) 地域ケア会議活用推進等事業 (補助金)

25年度予算案 219百万円

■事業の目的・概要

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。



実践例を参考にさせていただく際の留意点

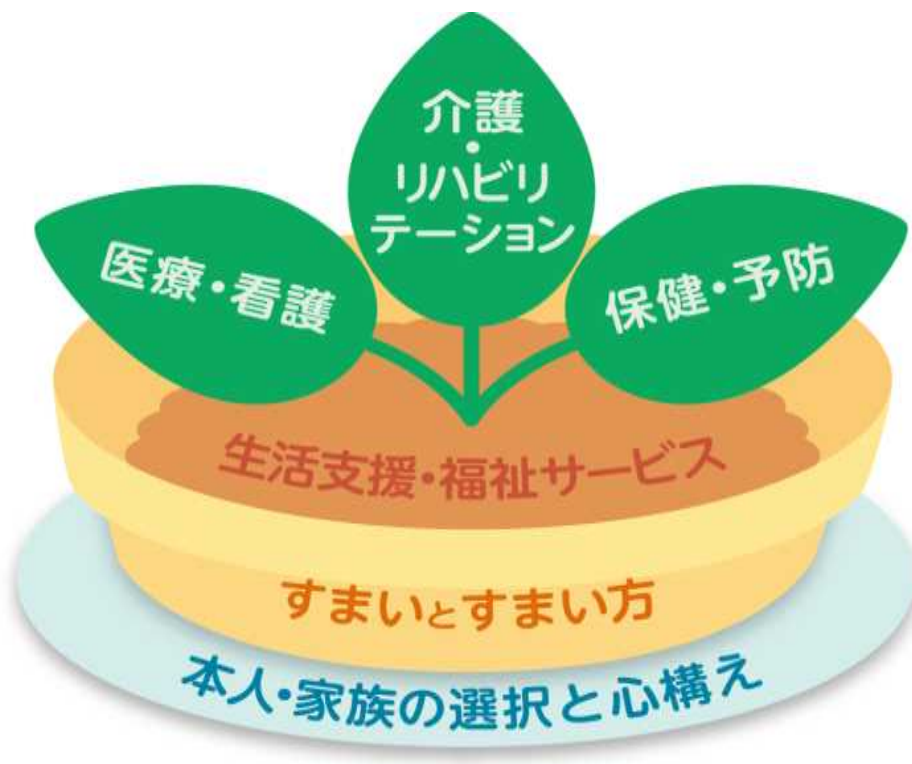
地域づくりは、それぞれの地域の特性や住民の文化・習慣にあった手法の選択が重要ですので、単なるモノマネではなく検討するプロセスに価値があります。

～実践例の自治体等に、電話照会や視察の申し入れをする前に～

- ・自分の自治体の現状を分析しましょう
- ・人口構成、保険料、事業計画、給付費の推移など、公表されているデータや資料をもとに、実践例の市区町村との差異を比較してみましょう
- ・実践例の市区町村との取組の到達点や課題を比較してみましょう
- ・実践例を参考にわがまちで取り組むとした場合、障壁になるものや資源として活用できるものは何かを明らかにしましょう
- ・自分の自治体の方針(案)を明確にしましょう
- ・実践者に直接アドバイスを受けたい事項を明確にしましょう
- ・そのうえで、責任を持って活動を継続できる人材が視察や研修に行きましょう

○各市区町村職員の熱意により、主体的な取り組みをお願いします。

○都道府県は市町村への後方支援と広域調整のために
積極的な情報の獲得と発信をお願いします。



咲かそう、地域包括ケアの花！

厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」
もぜひご覧ください

地域包括ケアシステム

検索



「地域包括ケアシステム」で検索してください。

介護事業所を検索するなら

